

泉区地区連合主催行事支援事業補助金交付要綱

制 定 平成 16 年 6 月 18 日 泉地振第 116 号（区長決裁）

最近改正 平成 31 年 3 月 1 日 泉地振第 1202 号（区長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、泉区地区連合主催行事についての補助金を交付することにより、各地域において連帯意識を深め、区民相互の交流と調和を図るとともに、生き生きとした地域社会の発展・創造に資することを目的とする。

2 泉区地区連合主催行事支援事業についての補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

（補助対象事業）

第 3 条 補助対象事業は、各地域において連帯意識を深め、区民相互の交流と調和を図るとともに、生き生きとした地域社会の発展・創造に資することを目的としたまつり等交流事業（以下「支援事業」という。）とする。

（補助対象団体）

第 4 条 この要綱における補助金対象団体は、目的に賛同する区民で組織され、支援事業を実施する泉区地区連合自治会町内会（以下「団体」という。）とする。

（対象経費）

第 5 条 補助対象経費は、前条に定める事業の実施に要する経費であつて、次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし補助金の額は、1 団体年額 1 0 0 千円とする。

- （1）支援事業実施会場設営のための委託料
- （2）看板及びポスター作成のための印刷製本費
- （3）支援事業運営のための経費
- （4）支援事業中止保険料及び傷害保険料
- （5）その他、区長が必要と認めた経費

（交付申請）

第 6 条 補助金規則第 5 条第 1 項により区長が定める補助金交付申請書の提出期限は、毎年 12 月の末日とする。

2 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、泉区地区連合主催行事支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式）を用いなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
 - (2) 事業収支予算書（第3号様式）
 - (3) その他、区長が必要と認める書類
- （交付決定通知）

第7条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、泉区地区連合主催行事支援事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

2 補助金規則第8条および第15条の規定による補助金交付決定の通知は、泉区地区連合主催行事支援事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

（申請の取下げの期日）

第8条 補助金規則第9条第1項の規定により区長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けてから60日後の日とする。

（実績報告）

第9条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が区長への報告に用いる書類は、泉区地区連合主催行事支援事業完了報告書（第6号様式）を用いなければならない。

2 前項の事業完了報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（第7号様式）
- (2) 事業収支決算書（第8号様式）
- (3) 補助事業に係る1件の金額が100,000円以上のものの領収書等の写し
- (4) 補助金規則第24条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し

3 報告書の提出期限は、事業終了後30日以内とする。

（補助金額の確定通知）

第10条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、泉区地区連合主催行事支援事業補助金額確定通知書（第9号様式）により行うものとする。

（補助金交付の時期の例外）

第11条 補助金規則第17条の規定により区長が補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、補助事業者の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ補助事業を実施できない場合とする。

（補助金交付の請求）

第12条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、泉区地区連合主催行事支援事業補助金請求書（第10号様式）により行わなければならない。

（関係書類の保存期間）

第13条 補助金規則第26条の規定により区長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

（委任）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は泉区長が定める。

附 則

(適用期日)

この要綱は、平成 16 年 6 月 18 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 10 月 18 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、同日までにこの要綱による補助金の交付を受けた者に対するこの要綱の規定の適用は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。